

## 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制について（案） 概要

## 1 趣旨

## (1) 広域連携の重要性と有効性

- ・行政コストが増大する一方で、人材や財源等の行政資源は減少傾向にある。
- ・行政資源を有効に活用する観点から、基礎自治体間の連携をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。
- ・県西地域では、広域連携に早くから取り組み、消防の広域化などで成果を挙げてきた。

## (2) 中心市としての課題認識

- ・県西地域は中心市と周辺の各町との規模の差が大きく、水平的・相互補完的、双務的な広域連携は望みにくい。
- ・連携を進めるには、中心市に期待される役割に伴う負担の問題がある。
- ・中心市自体が財政的に危機的な状況を迎えつつある中では、これまでどおりの広域連携の形は維持できなくなるおそれがある。

## (3) 新たな広域連携の展望

- ・県西地域では、中心市を軸とする広域連携が今後、一層の重要度を増していく。
- ・中心市たる両市が合併及び中核市への移行によって、財政基盤と権能の大幅な強化を実現し、新たな広域連携のあり方を展望する。

## 2 広域連携制度の概要

地方自治法に規定されている普通地方公共団体相互間の協力等の制度には「連携協約」、「(法定)協議会」、「機関等の共同設置」、「事務の委託」、「事務の代替執行」、「一部事務組合」及び「広域連合」がある。なお、法に基づかず、任意で協議会を設置するなどの連携手法もある。

## 3 新たな広域連携の制度等

## (1) 連携協約を活用した連携中枢都市圏の形成

- ・一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成し、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集約・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」を図ろうとするもの。
- ・連携中枢都市は次の全ての要件を満たす必要があるが、現時点において小田原市は、「C」の要件を満たしていない。(両市が合併した場合も同様)
  - A 規模が中核市以上
  - B 昼夜間人口比率が概ね1以上
  - C 三大都市圏に所在する市においては、三大都市圏内の指定都市及び特別区(23区)への通勤通学者割合が0.1未満

## (2) 水平的・相互補完的、双務的な役割分担

- ・三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な連携制度を構築するために、現在モデル事業が実施されている。

## 4 小田原市・南足柄市における広域連携の現状

### (1) 広域連携の現状

- ・広域連携は課題解決の手段として一定の効果を挙げているものの、一般的に期待される効果が中心市の側では出にくい。
- ・県西地域2市8町枠内の連携事業の約75%の取組において、両市は中心市の役割を果たしている。

## 5 県西地域における広域連携の展望

### (1) 広域連携に対する基本的な姿勢

- ・行政サービスを持続的に提供し、住民の生活圏の広域化にも適切に対応していく方策として、広域連携の重要性は今後、ますます高まる。
- ・両市が合併及び中核市への移行を経て、広域連携を牽引する体力と中心的な役割を担うに相応しい権能を持った中心市となった際には、各町との広域連携を一層強化していく。
- ・各町との連携を互恵的なものとするため、中心市が過度に負担をするような連携とならないよう留意が必要である。

### (2) 合併により行財政基盤が強化された中心市としての広域連携

#### ア 合併による影響

- ・中心市において安定的な行政サービス提供体制の構築について一定の目処が立つ。
- ・これまでの広域連携の継続的、安定的な実施や、広域的な対処を必要とする課題について新たに取り組むことが可能となる。
- ・一方、中心市と各町の双方に行財政のプラス効果をもたらす連携となるよう検討が必要である。

#### イ 今後、連携が想定される取組

##### (ア) 広域的課題への取組

個々の行政区域を越えた広域的課題であって、連携して対応を図ることが課題の解消に効果的な事務及びスケールメリットが得られる事務など。

##### 【例】

- ・自然環境の保護や鳥獣被害対策等に係る事務
- ・災害対策等に係る事務 など

##### 【連携手法】

「連携協約」、「協議会」及び「事務の委託」が考えられる。

##### (イ) 活力ある社会経済維持に向けた取組

「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの

向上」に資するもの。

**【例】**

- ・交通インフラの維持強化に係る事務
- ・観光の振興に係る事務
- ・新たな産業の創出に係る事務 など

**【連携手法】**

「連携協約」の活用が考えられる。

**(ウ) 周辺自治体の住民の生活に必須の事務の安定的実施の取組**

生活に必須でありながら、今後、各町では維持が困難な行政サービスの共同処理など。

**【例】**

- ・施設整備等の財政的負担が大きく、事実上対応が困難な事務
- ・年間の処理件数が少ない若しくは事務発生時期が数年に一度など頻度の少ない事務 など

**【連携手法】**

「機関等の共同設置」、「事務の委託」及び「事務の代替執行」が考えられる。

**(3) 中核市移行により権能が強化された中心市としての広域連携**

**ア 中核市移行による影響**

- ・中心市における行政サービスの高度化、既存事務との一体化が図られる。
- ・各町の区域に係る中核市事務のうち一体的に処理することが効果的な事務を受託することにより、スケールメリットの確保と能力の更なる向上が図られる。

**イ 今後、連携が想定される取組**

**(ア) 地域全体で中核市レベルのサービスを展開する取組**

各町の既存事務と中心市が行う中核市事務との一体的な実施により効率性やサービス水準の向上等が図られる事務など。

**【例】**

- ・中心市において既存事務と中核市事務の統合により、行政効率やサービス水準の向上が見られた事務
- ・中核市の高度な専門性を有する職員が行うことにより、サービス水準の向上が図られる事務 など

**【連携手法】**

「事務の委託」及び「事務の代替執行」が考えられる。

**(イ) 県と市を総体的に見た事務効率の向上に向けた取組**

各町の区域に係る中核市事務の中心市による一括処理など。

**【例】**

- ・管轄人口の減少により、大幅な事務効率の低下が生じる事務
- ・県の事務効率の低下等に伴う施設の統廃合等により、各町の住民の利便性が

低下する事務 など

【連携手法】

「機関等の共同設置」及び「事務の委託」が考えられる。

(4) 連携に向けた各町等との調整

ア 調整に当たっての中心市としての考え方

(ア) 行財政基盤の強化

中心市の行財政基盤の強化に資する事務を連携の対象とする。

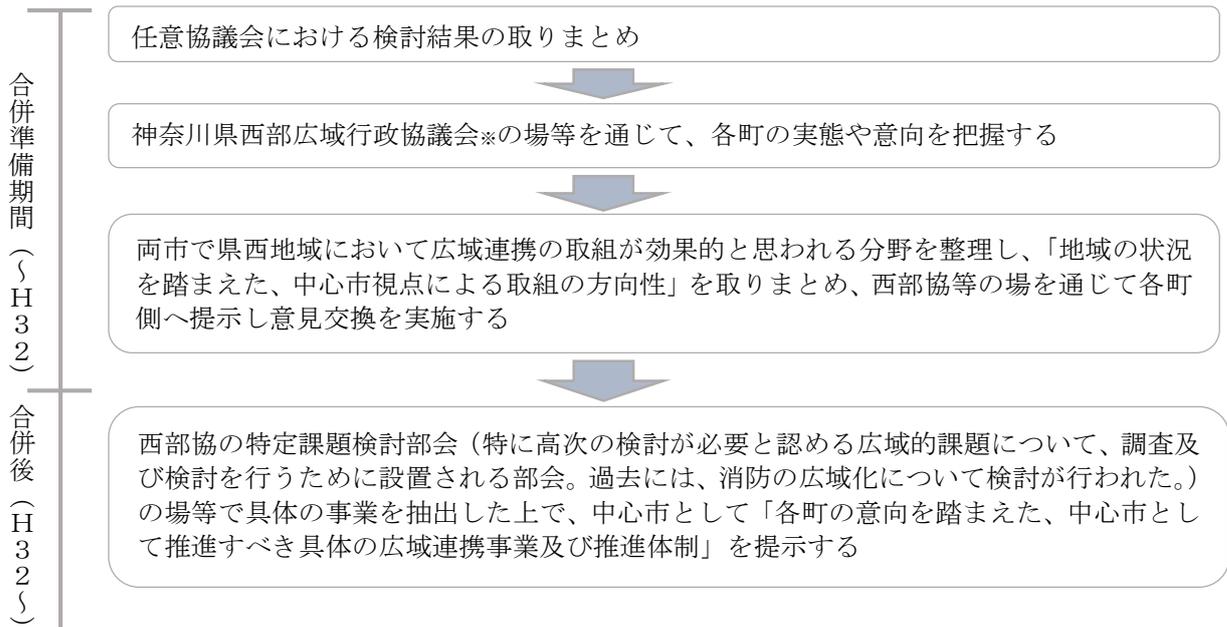
(イ) 枠組みの柔軟性

地域全体を一つの枠組みとした連携にこだわることなく、各町が必要とする連携に個別具体に取り組む。

(ウ) 国県への支援要請

県に対し、中心市に期待される広域的な役割に対する積極的な支援とともに、市町間の連携によってでは解決し難い課題が生じた際の広域自治体としての的確な対応を要請する。

イ 今後の周辺自治体との調整



※神奈川県西部広域行政協議会

2市8町の首長と県西地域県政総合センター所長を委員とする組織。